

〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

集計企業の平均年齢及び平均勤続年数を男女計で見ると、平均年齢は39.6歳、平均勤続年数は17.1年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数の推移

年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
	歳	年	歳	年	歳	年
平成 18 年	40.0	18.4	40.6	19.1	35.9	14.5
19	39.9	18.0	40.3	18.4	36.1	14.6
20	39.7	17.9	40.2	18.5	36.2	14.4
21	39.5	17.5	39.6	17.9	35.5	13.7
22	39.6	17.1	39.9	17.4	36.7	14.1

2 平均賃金（表2、表3）【集計表第2表】

平成22年6月分の所定内賃金は366.3千円、所定外賃金は60.2千円で、前年に比べ所定内賃金は1.2%減少し、所定外賃金は15.3%増加している。

表2 所定内賃金の推移

年	男女計		男		女		格差 (男=100)
	千円	対前年比	千円	対前年比	千円	対前年比	
平成 13 年	371.5	3.1	388.4	2.9	261.9	3.4	67.4
14	366.7	▲1.3	382.8	▲1.4	260.1	▲0.7	67.9
15	375.3	2.3	391.6	2.3	271.9	4.5	69.4
16	374.1	▲0.3	391.5	▲0.0	275.7	1.4	70.4
17	378.6	1.2	396.6	1.3	275.4	▲0.1	69.4
18	377.3	▲0.3	394.1	▲0.6	277.9	0.9	70.5
19	371.7	▲1.5	387.5	▲1.7	280.4	0.9	72.4
20	377.0	1.4	393.7	1.6	285.4	1.8	72.5
21	370.8	▲1.6	388.7	▲1.3	285.4	0.0	73.4
22	366.3	▲1.2	380.7	▲2.1	284.9	▲0.2	74.8

表3 所定外賃金の推移

年	男女計		男		女	
	千円	対前年比	千円	対前年比	千円	対前年比
平成 13 年	57.1	0.5	60.3	1.0	23.8	9.7
14	55.4	▲3.0	60.3	0.0	23.6	▲0.8
15	58.5	5.6	62.6	3.8	26.2	11.0
16	64.4	10.1	68.1	8.8	28.9	10.3
17	63.2	▲1.9	65.3	▲4.1	31.9	10.3
18	69.5	10.0	73.4	12.4	35.5	11.3
19	71.9	3.5	72.3	▲1.5	36.2	2.0
20	69.2	▲3.8	71.6	▲1.0	36.2	0.0
21	52.2	▲24.6	52.5	▲26.7	27.5	▲24.0
22	60.2	15.3	59.8	13.9	29.7	8.0

3 賃金構成比（表4）【集計表第3表】

平成22年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、基本給89.4%、奨励給1.6%、職務関連手当2.8%、生活関連手当5.9%、その他の手当0.3%となっている。基本給を最も重要な決定要素の別に分けると、年齢・勤続年数等が11.7%、職務内容・職務遂行能力等が41.2%、業績・成果等が4.1%、総合判断が32.4%となっている。

表4 所定内賃金計を100とした賃金構成比の推移

年	(%)				
	基本給	奨励給	職務関連手当	生活関連手当	その他の手当
平成 18 年	90.8	0.7	3.1	5.2	0.3
19	89.1	0.7	3.9	5.6	0.7
20	89.7	0.3	3.0	6.4	0.6
21	90.4	0.4	3.1	5.7	0.4
22	89.4	1.6	2.8	5.9	0.3

4 家族手当制度（表5）【集計表第4表】

家族手当制度を採用している企業は182社で集計企業226社の80.5%となっている。

家族手当の支給対象者の人数又は支給額に上限がある企業は71社(制度を採用している企業181社の39.2%)となっている。そのうち人数に係る上限について、「4人」とする企業が25社(支給対象者の人数又は支給額に上限がある企業71社の35.2%)などとなっている。

家族手当の支給額は、配偶者(第1順位)17.7千円(前回調査(平成20年)で17.5千円)、第1子(第2順位)8.3千円(同8.1千円)、第2子(第3順位)7.0千円(同7.2千円)、第3子(第4順位)6.5千円(同6.5千円)となっている。

表5 家族手当制度の状況

調査年	集計社数	制度あり	支給対象人数又は額に上限あり	人数に上限がある場合の上限人数			支給額			
				3人	4人	5人以上	配偶者	第1子	第2子	第3子
							(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)	(第4順位)
平成 13 年	303	265	129	45	34	36	18.9	5.9	5.3	3.8
15	288	251	123	44	34	38	18.7	6.5	5.9	4.1
18	238	192	88	29	18	24	18.0	7.7	6.5	5.9
20	228	186	72	22	22	16	17.5	8.1	7.2	6.5
22	226	182	71	16	25	14	17.7	8.3	7.0	6.5

5 住宅手当制度（表6）【集計表第5表】

住宅手当制度を採用している企業は131社で、集計企業225社の58.2%となっている。

「借家・借間」に係る住宅手当の制度上の上限額をみると、「扶養の有無で上限額が異なる場合」で「扶養あり」の場合、地域、職階等に依らず「一律（定額）」である企業の平均額は20.5千円、地域、職階等によって「幅がある」とする企業の最高額の平均額（以下同じ）は43.3千円、「扶養なし」の場合では、「一律（定額）」11.7千円、「幅がある」25.6千円となっている。また、「扶養の有無には無関係の場合」では、「一律（定額）」15.0千円、「幅がある」29.4千円となっている。

「自宅」に係る住宅手当の制度上の上限額をみると、「扶養の有無で上限額が異なる場合」で「扶養あり」の場合、「一律（定額）」19.8千円、「幅がある」27.4千円、「扶養なし」の場合では、「一律（定額）」11.5千円、「幅がある」17.3千円となっている。また、「扶養の有無には無関係の場合」で、「一律（定額）」11.7千円、「幅がある」17.0千円となっている。

表6 住宅手当制度の上限額（借家・借間、自宅）

(社、千円)

区分	借家・借間				自宅			
	一律定額		幅がある		一律定額		幅がある	
	社数	額	社数	額	社数	額	社数	額
扶養の有無により上限が異なる								
扶養あり	28	20.5	61	43.3	28	19.8	45	27.4
扶養なし	26	11.7	51	25.6	25	11.5	36	17.3
扶養の有無に関係ない	12	15.0	22	29.4	11	11.7	23	17.0

6 地域手当制度（都市手当制度）【集計表第6表】

地域手当制度（都市手当制度）を採用している企業は73社で、集計企業225社の32.4%となっている。

支給額の決め方をみると、「額で定めている」の企業が59社(制度を採用している企業73社の80.8%)、「率で定めている」企業が21社(同28.8%)となっている。また、無支給地域を含む地域区分の平均は3.4区分となっている。

7 平成 22 年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況(表 7)

【集計表第 8 表】

平成 22 年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは 150 社（集計企業 224 社の 67.0%）で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」が 52 社（要求があった企業 150 社の 34.7%）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」が 112 社（同 74.7%）となっている。要求方式は平均賃上げ方式が 84 社（同 56.0%）、個別賃上げ方式が 36 社（同 24.0%）である。要求額と要求率は、平均賃上げ方式が 6,106 円で 2.03%、個別賃上げ方式が 7,230 円で 2.01%となっている。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したのは 145 社（要求があった企業 150 社の 96.7%）で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」17 社（同 11.7%）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」は 118 社（同 81.4%）となっている。妥結額と妥結率は、平均賃上げ方式が 5,679 円で 1.87%、個別方式が 5,591 円で 1.94 %となっている。

表 7 平成 22 年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	平均賃上げ方式	個別賃上げ方式	その他	
調査産業計 224 社 (100.0)	150 (67.0) 〈100.0〉 《100.0》	52 (34.7)	112 (74.7)	10 (6.7)	84 (56.0)	36 (24.0)	31 (20.7)	74 (33.0)
製造業 142 社 (100.0)	97 (68.3) 〈100.0〉 《100.0》	26 (26.8)	82 (84.5)	8 (8.2)	55 (56.7)	28 (28.9)	19 (19.6)	45 (31.7)

産業区分	要求あり (再掲)	妥結	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	
調査産業計	150 〈100.0〉	145 (96.7) 《100.0》	17 (11.7)	118 (81.4)	17 (11.7)	3 (2.0)
製造業	97 〈100.0〉	94 (96.9) 《100.0》	9 (9.6)	83 (88.3)	8 (8.5)	2 (2.1)

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも 100 にならない。

8 平成22年6月までの1年間における賃金改定の状況（表8、表9）【集計表第9表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は178社（集計企業219社の81.3%）で、うち平成21年7月から22年6月までの1年間において、ベースアップの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業は11社（同5.0%）で、ベースダウンの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業はなかった。

賃金表なしとする企業（41社）も含め同期間における定期昇給の実施状況をみると、規定どおり実施したとする企業が180社、延伸又は凍結したとする企業がそれぞれ1社、2社であった。

また、賃金カットを実施した企業は14社（集計企業217社の6.5%）であった。

表8 賃金改定の状況—平成21年7月～22年6月—

(1) 基本給部分の改定 (社、%)

産業区分 集計社数	賃金表 あり	賃金表の 改定あり			賃金表の 改定なし	賃金表 なし
		ベースアッ プの実施	ベースダウ ンの実施			
調査産業計 219社 (100.0)	178 (81.3) <100.0>	16 (7.3) <9.0> 《100.0》	11 (5.0) <6.2> 《68.8》	0 (0.0) <0.0> 《0.0》	162 (74.0) <91.0>	41 (18.7)
製造業 138社 (100.0)	115 (83.3) <100.0>	14 (10.1) <12.2> 《100.0》	10 (7.2) <8.7> 《71.4》	0 (0.0) <0.0> 《0.0》	101 (73.2) <87.8>	23 (16.7)

(2) 定期昇給と賃金カットの実施 (社、%)

産業区分 集計社数	定期昇給の実施状況				賃金カットの実施		
	規定ど おりに 実施	圧縮 (昇給額の 一部削減)	延伸 (昇給時期を 遅らせた)	凍結 (定期昇給の 見送り)	集計 社数	実施 あり	実施 なし
調査産業計 183 (100.0)	180 (98.4)	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (1.1)	217 [100.0]	14 [6.5]	203 [93.5]
製造業 125 (100.0)	124 (99.2)	0 (0.0)	1 (0.8)	0 (0.0)	137 [100.0]	11 [8.0]	126 [92.0]

(注)1 「ベースアップの実施」と「ベースダウンの実施」については無回答の企業が存在する。

2 定期昇給を規定どおりを実施するとは、就業規則や労働協約などに定期的に昇給させる規定があり、その規定どおり昇給を行うことをいう。能力や業績評価に基づく査定昇給も含まれる。

平成21年7月から22年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額（昇給分+ベースアップ分）をみると、5,951円（平成21年5,077円）、率で1.82%（同1.54%）となり、前年に比べ、額で874円、率で0.28ポイントの増加となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると額で103円（同92円）、率

で0.03%（同0.02%）となり、前年に比べて賃上げ分の上げ幅で11円、率で0.01ポイント増加している。

表9 賃金改定額の推移

年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
	円	%	円	%
平成 13 年	6,280	2.0	518	0.2
14	5,276	1.7	▲292	▲0.1
15	5,582	1.7	229	0.1
16	5,529	1.71	86	0.03
17	5,995	1.79	194	0.06
18	6,275	1.78	245	0.07
19	5,947	1.77	192	0.04
20	6,149	1.83	479	0.13
21	5,077	1.54	92	0.02
22	5,951	1.82	103	0.03

(注)1 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

2 平成16年から率の表記を小数点以下第2位まで拡大している。

9 昇給制度（管理職層を除く）（表10）【集計表第7表】

就業規則や労働協約などに基本給を定期的に昇給させる規定がある企業は186社（集計企業226社のうち82.3%）で、そのうち昇給額が規定されているのは154社（規定がある186社のうち82.8%）である（昇給額がわかる賃金表がある場合や査定により額に幅がある場合も、昇給額が規定されている場合を含む。）。

基本給の昇給の状況を、昇給の規定の有無にかかわらず実態に即してみると、定期的に昇給する基本給がある企業は174社（集計企業217社のうち80.2%）で、そのうち自動昇給の基本給がある企業は94社（定期的に昇給する基本給がある174社のうち54.0%）、査定昇給の基本給がある企業は155社（同89.1%）である。また、定期的に昇給するとは限らない基本給がある企業は58社であった（集計企業217社のうち26.7%）。

表10 基本給の昇給制度の状況

(1) 基本給を定期的に昇給させる規定の有無及び内容 (社、%)

産業区分	集計社数	規定あり	規定なし	
			昇給額が規定されている	昇給額が規定されていない
調査産業計	226 (100.0)	186 (82.3) 〈100.0〉	154 (82.8) 〈82.8〉	28 (15.1) 〈15.1〉
製造業	142 (100.0)	128 (90.1) 〈100.0〉	107 (83.6) 〈83.6〉	19 (14.8) 〈14.8〉

(2) 基本給の昇給の状況

(社、%)

産業区分	集計社数	定期的に昇給する				定期的に昇給するとは限らない
			自動昇給	査定昇給	その他	
調査産業計	217 〈100.0〉	174 〈80.2〉 《100.0》	94 〈43.3〉 《54.0》	155 〈71.4〉 《89.1》	15 〈6.9〉 《8.6》	58 〈26.7〉
製造業	139 〈100.0〉	120 〈86.3〉 《100.0》	67 〈48.2〉 《55.8》	108 〈77.7〉 《90.0》	11 〈7.9〉 《9.2》	28 〈20.1〉

(注)1 基本給を定期的に昇給させる規定とは、就業規則や労働協約等で定められた規定をいう。

2 昇給額の規定の有無については無回答の企業が存在する。

3 基本給の項目によって「定期的に昇給する」と「定期的に昇給するとは限らない」ものがある社は両方の項目で集計している。

10 一時金支給額 (表 11) 【集計表第 10 表】

平成 21 年年末一時金の支給額は、集計企業 167 社で 793.6 千円 (平成 20 年年末は 164 社で 870.8 千円)、月収換算は 2.3 か月分 (同 2.5 か月分) で、前年同期に比べ、額で 77.2 千円、率で 8.9% 減少となっている。

平成 22 年夏季一時金の支給額は、集計企業 167 社で 822.7 千円 (平成 21 年夏季は 164 社で 813.8 千円)、月収換算は 2.4 か月分 (同 2.3 か月分) で、前年同期に比べ、額で 8.9 千円、率で 1.1% 増加となっている。

一人平均支給額又は賞与原資の決定に際して業績連動方式を導入している企業は 89 社で、集計企業 216 社のうち 41.2% である。

表 11 一時金支給額の推移

年	年末			夏季			年間計		
	額	対前年比	月収換算	額	対前年比	月収換算	額	対前年比	月収換算
平成 13 年	千円 751.0	% ▲1.8	か月 2.3	千円 764.8	% 3.4	か月 2.3	千円 1,515.8	% 0.8	か月 4.6
14	725.5	▲3.4	2.2	705.1	▲7.8	2.1	1,430.6	▲5.6	4.3
15	724.4	▲0.2	2.2	736.8	4.5	2.2	1,461.2	2.1	4.4
16	796.0	9.9	2.3	772.3	4.8	2.3	1,568.3	7.3	4.6
17	827.8	4.0	2.4	858.4	11.1	2.5	1,686.2	7.5	4.9
18	830.7	0.4	2.4	897.8	4.6	2.6	1,728.5	2.5	5.0
19	865.3	4.2	2.5	881.9	▲1.8	2.6	1,747.2	1.1	5.1
20	870.8	0.6	2.5	915.3	3.8	2.6	1,786.1	2.2	5.1
21	793.6	▲8.9	2.3	813.8	▲11.1	2.3	1,607.4	▲10.0	4.6
22	—	—	—	822.7	1.1	2.4	—	—	—

(注) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

11 モデル所定内賃金 (表 12、表 13) 【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件 (性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年

年齢、勤続年数、扶養家族数)に該当する者の所定内賃金をいう。

「モデル所定内賃金」を男の学歴、年齢別にみると、大学卒事務・技術(集計企業164社)と高校卒事務・技術(集計企業105社)のピークは55歳(大学卒は勤続33年、扶養家族1人モデル、高校卒は勤続37年、扶養家族1人モデル)であり、賃金はそれぞれ640.9千円(同71社)、481.6千円(同69社)となっている。高校卒生産(集計企業81社)のピークは60歳(勤続42年、扶養家族1人モデル)で賃金は427.1千円(同32社)となっている。

「モデル所定内賃金(男)」について年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、大学卒事務・技術3.05倍(平成21年3.05倍)、高校卒事務・技術2.50倍(同2.44倍)、高校卒生産2.21倍(同2.25倍)となっている。

また、大学卒の入職時である22歳で学歴間格差をみると、大学卒事務・技術を100として、高校卒事務・技術91.5(平成21年91.5)、高校卒生産90.5(同89.1)となっており、55歳では、大学卒事務・技術を100として高校卒事務・技術75.1(平成21年73.3)、高校卒生産65.7(同65.6)となっている。

表12 モデル所定内賃金(調査産業計・男)

学歴・労働者の種類	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
モデル所定内賃金(千円)											
大学卒 事務・技術	—	—	210.4	243.0	327.4	403.4	496.8	577.8	636.2	640.9	625.7
高校卒 事務・技術	166.0	178.7	192.5	217.3	277.8	328.8	374.2	424.0	457.7	481.6	480.2
高校卒 生産	163.3	176.4	190.4	210.6	269.1	312.1	351.9	386.9	411.0	420.9	427.1
年齢間格差(22歳=100)											
大学卒 事務・技術	—	—	100.0	115.5	155.6	191.7	236.1	274.6	302.4	304.6	297.4
高校卒 事務・技術	86.2	92.8	100.0	112.9	144.3	170.8	194.4	220.3	237.8	250.2	249.5
高校卒 生産	85.8	92.6	100.0	110.6	141.3	163.9	184.8	203.2	215.9	221.1	224.3
学歴間格差(大学卒=100)											
大学卒 事務・技術	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高校卒 事務・技術	—	—	91.5	89.4	84.9	81.5	75.3	73.4	71.9	75.1	76.7
高校卒 生産	—	—	90.5	86.7	82.2	77.4	70.8	67.0	64.6	65.7	68.3

(注) 1 モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当は除外したものをを用いている。

2 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表13 モデル所定内賃金の年齢間格差の推移(男・55歳/22歳)

(倍)

年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
平成18年	3.15	2.59	2.32
19	3.23	2.58	2.32
20	3.03	2.55	2.25
21	3.05	2.44	2.25
22	3.05	2.50	2.21

12 実在者平均所定内賃金(表14、表15)【集計表第12-1、第12-3、第12-4表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

「実在者平均所定内賃金」を男の学歴、年齢別にみると、各学歴とも55歳がピークになっている。大学卒事務・技術（集計企業129社）のピークの賃金は600.3千円（同85社）、高校卒事務・技術（集計企業111社）では470.7千円（同92社）、高校卒生産（集計企業62社）では369.4千円（同58社）などとなっている。

「実在者平均所定内賃金（男）」について、年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、大学卒事務・技術2.89倍（平成21年2.97倍）、高校卒事務・技術2.35倍（同2.46倍）、高校卒生産1.90倍（同2.09倍）となっている。

また、大学卒の入職時である22歳で学歴間格差をみると、大学卒事務・技術を100として、高校卒事務・技術96.8（平成21年94.8）、高校卒生産93.6（同90.4）となっており、55歳では、大学卒事務・技術を100として、高校卒事務・技術78.4（同78.4）、高校卒生産61.5（同63.5）となっている。

表14 実在者平均所定内賃金（調査産業計・男）

学歴・労働者の種類	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
平均所定内賃金（千円）											
大学卒 事務・技術	—	—	207.4	239.3	306.2	382.6	455.0	529.4	590.0	600.3	586.1
高校卒 事務・技術	164.2	183.1	200.7	236.8	277.4	318.5	352.0	402.2	429.7	470.7	453.4
高校卒 生産	164.1	177.8	194.2	217.0	256.8	296.4	319.5	336.0	353.2	369.4	323.7
年齢間格差（22歳=100）											
大学卒 事務・技術	—	—	100.0	115.4	147.6	184.5	219.4	255.3	284.5	289.4	282.6
高校卒 事務・技術	81.8	91.2	100.0	118.0	138.2	158.7	175.4	200.4	214.1	234.5	225.9
高校卒 生産	84.5	91.6	100.0	111.7	132.2	152.6	164.5	173.0	181.9	190.2	166.7
学歴間格差（大学卒=100）											
大学卒 事務・技術	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高校卒 事務・技術	—	—	96.8	99.0	90.6	83.2	77.4	76.0	72.8	78.4	77.4
高校卒 生産	—	—	93.6	90.7	83.9	77.5	70.2	63.5	59.9	61.5	55.2

(注)1 実在者平均所定内賃金は、交替手当及び通勤手当は除外したものをを用いている。

2 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表15 実在者平均所定内賃金の年齢間格差の推移（男・55歳／22歳）
（倍）

年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
平成 18 年	3.07	2.33	2.07
19	2.83	2.28	2.04
20	3.08	2.31	2.10
21	2.97	2.46	2.09
22	2.89	2.35	1.90

13 モデル一時金（年間計）（表16、表17）【集計表第13-1、第13-3、第13-4表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した実在者のうち、設定されたモデル条件（「モデル所定内賃金」のモデルに同じ）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金等）である。

「モデル一時金」の年間計（平成21年年末と平成22年夏季の合計）を男の学歴、年齢別に

みると、ピーク時とその金額は、大学卒事務・技術（集計企業 162 社）で 55 歳 3,207 千円（同 70 社）、高校卒は事務・技術と生産どちらとも 60 歳（集計企業は 103 社と 81 社）で、額は 2,311 千円（集計企業 37 社）と 1,853 千円（同 32 社）などとなっている。

「モデル一時金（男）」について、年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率でみると、大学卒事務・技術 2.97 倍（平成 20 年年末と平成 21 年夏季の合計 3.06 倍）、高校卒事務・技術 2.40 倍（同 2.43 倍）、同生産 2.04 倍（同 2.14 倍）となっている。

学歴間格差を 25 歳でみると、大学卒事務・技術を 100 として、高校卒事務・技術 89.0（平成 20 年年末と平成 21 年夏季の合計 93.8）、同生産 83.2（同 79.4）となっている。また、55 歳でみると、高校卒事務・技術 71.7（同 74.4）、同生産 57.2（同 55.6）となっている。

表 16 モデル一時金（年間計）（調査産業計・男）

学歴・労働者の種類	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
モデル一時金（千円）										
大学卒 事務・技術	—	—	1,079	1,489	1,888	2,462	2,868	3,179	3,207	2,895
高校卒 事務・技術	767	847	960	1,217	1,473	1,709	1,958	2,115	2,300	2,311
高校卒 生産	758	796	898	1,103	1,301	1,516	1,680	1,799	1,835	1,853
年齢間格差（25 歳=100）										
大学卒 事務・技術	—	—	100.0	138.0	175.0	228.2	265.8	294.6	297.2	268.3
高校卒 事務・技術	79.9	88.2	100.0	126.8	153.4	178.0	204.0	220.3	239.6	240.7
高校卒 生産	84.4	88.6	100.0	122.8	144.9	168.8	187.1	200.3	204.3	206.3
学歴間格差（大学卒=100）										
大学卒 事務・技術	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高校卒 事務・技術	—	—	89.0	81.7	78.0	69.4	68.3	66.5	71.7	79.8
高校卒 生産	—	—	83.2	74.1	68.9	61.6	58.6	56.6	57.2	64.0

（注） 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 モデル一時金の年齢間格差の推移（男・55 歳／25 歳）

（倍）

年	大学卒	高校卒	
	事務・技術	事務・技術	生産
平成 18 年	2.86	2.51	2.24
19	3.01	2.50	2.27
20	2.99	2.62	2.19
21	3.06	2.43	2.14
22	2.97	2.40	2.04